

各 位

会社名 荒川化学工業株式会社
本社所在地 大阪府中央区平野町 1 丁目 3 番 7 号
代表者名 取締役社長 末村 長弘
(コード番号 4968 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 宇根 高司
T E L (06) 6209-8500 (代表)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

平成 25 年 3 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 本新株予約権の募集の目的および理由

本日公表の第 3 次中期経営計画の最終年度である平成 28 年 3 月期に向け、売上高 800 億円、経常利益 40 億円以上を達成すべく、役職員の責任と業績達成時のインセンティブを明確にすることを目的として、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、有償にて本新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権は「II. 新株予約権の発行要項 8. 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

荒川化学工業株式会社 第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の割当の対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社取締役および従業員	229 名	11,290 個
当社子会社取締役および従業員	43 名	1,900 個

なお、上記対象となる者の人数は、本お知らせ提出時の予定人数であり、増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権についておこなわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数

については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整をおこなう。

付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後株式数を適用する日の前日までに通知または公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 新株予約権の総数

13,190 個

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権 1 個あたり 2,655 円とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、828 円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合をおこなう場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をおこなう場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1 株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分をおこなう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

③ 適用日は、次に定めるところによる。

上記①に従い調整をおこなう場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記②に従い調整をおこなう場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。）、これを適用する。

④ 上記①、②のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整をおこなう。

⑤ 行使価額の調整をおこなうときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）

平成26年7月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において、経常利益および売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成26年3月期の経常利益が2,500百万円を超過している場合

本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の20%

(b) 平成27年3月期の経常利益が3,300百万円を超過している場合

本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%

(c) 平成28年3月期の経常利益が4,000百万円を超過し、かつ売上高が80,000百万円を超過している場合

本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

② 本新株予約権者は、前項に基づき行使することができる本新株予約権の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本

金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 新株予約権の取得に関する事項（新株予約権の取得の条件）

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会（存続会社等（会社法第 784 条第 1 項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。）が当社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。）である場合には当社取締役会）で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会）で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記 10. により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記 6. に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 9. に定めるところと同様とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記 8. に定めるところと同様とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記 10. に定めるところと同様とする。

13. 新株予約権の割当日

平成 25 年 4 月 23 日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成 25 年 4 月 23 日

15. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上